

カード規定

令和3年4月現在
(令和3年4月5日 改定)

1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。以下同じです。)および貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。なお、カードローン契約にもとづいて利用する場合は、カードローン取引を兼用することができます。(以下「カードローン用」といいます。)

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。ただし、法人用カードについては、信用金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行に限ります。)の現金自動預金機(現金自動預金支払機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して、普通預金に預入れる場合(カードローン用については、カードローン取引の当座貸越の貸越金を返済する場合を含みます。以下同じです。)、および貯蓄預金に預入れる場合。
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。ただし、法人用カードについては、信用金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行に限ります。)の現金自動支払機(現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して普通預金を払戻す場合(カードローン用については、カードローン取引の当座貸越の貸越金を引出す場合を含みます。以下同じです。)、および貯蓄預金を払戻す場合。
- ③ 当金庫の預金機または支払機を使用して、普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)を払戻し、同時にその払戻金を本人名義・同一店舗の普通預金(払戻口座を除きます。以下同じです。)、貯蓄預金、定期預金、または定期積金に預入れ(以下この扱いを「振替」といいます。)る場合。
- ④ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の預金機または支払機(振込専用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して、振込資金を預金口座から振替で振込を依頼する場合。
- ⑤ その他当金庫所定の取引をする場合。

2. (預金機による預入れ)

- (1) 預金を預入れるときは、預金機にカードまたは通帳（預入提携先の預金機使用の場合はカード）、および現金を挿入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。1回あたりの預入れは、当金庫（預入提携先の預金機使用の場合はその預入提携先）が定めた金額または枚数の範囲内とします。

3. （支払機による払戻し）

- (1) 預金を払戻すときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を指定し操作してください。この場合、通帳および払戻請求書等の提出は必要ありません。
- (2) 1回あたりの払戻しは、当金庫（支払提携先の支払機使用の場合はその支払提携先）が定めた金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻し金額の累計は当金庫が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻し金額または回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額または回数の範囲内とします。
- (4) 払戻し金額と手数料の合計額が預金口座から払戻すことのできる金額（総合口座およびカードローン取引の当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、払戻すことができません。

4. （振替）

- (1) 預金を振替るときは、預金機または支払機に払戻口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号と金額を指定し操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 1回あたりの振替は、当金庫が定めた金額の範囲内とします。

5. （振込機による振込）

- (1) 振込を行うときは、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号、金額、およびその他の所定の事項を指定し操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 1回あたりの振込金額は当金庫（振込提携先の振込機使用の場合はその振込提携先）の定めた金額の範囲内とします。また、1日あたりの振込金額の累計は当金庫が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込金額または回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額または回数の範囲内とします。
- (4) 振込金額と手数料の合計額が預金口座から払戻すことのできる金額（総合口座およびカードローン取引の当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、振込することができません。

6. （手数料）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、預金口座から自動的に引落します。ただし、窓口で預入れまたは払戻すときは、取扱店の窓口でお支払いください。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 当金庫の振込機を使用して振込む場合は、当金庫所定の振込手数料を、また振込提携先の振込機を使用して振込む場合は、振込提携先所定の振込手数料を、預金口座から振込資金を払戻すときに、通帳および払戻請求書なしで、自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

7. (代理人によるカードの利用)

- (1) 個人用カードにつき、代理人（本人と生計をともにする家族1名に限ります。）による預金の預入れ、払戻し、振替、および振込をする場合は、本人から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。ただし、代理人カードは、カードローン取引に利用することはできません。
- (2) 代理人のカード利用についても、この規定を準用します。

8. (機械故障時の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預金機・支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預入れおよび払戻しができます。また、振込ができない場合には、窓口営業時間内に限り、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合または振込をする場合、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額および届出の暗証番号を記入のうえ、当金庫所定の手続にしたがってください。ただし、払戻金額または振込金額は当金庫所定の金額を限度とします。

9. (取引記録の交付)

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振替または振込資金として払戻した金額を含みます。）および手数料金額等については、通帳または取引の都度お渡しするご利用明細票に記入します。

10. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機および振込機で使用され

た場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

11. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

12. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

13. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害

(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

14. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

15. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

16. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

(1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定等により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしただけにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利およびカードは譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、貸与または第三者に利用させることはできません。

19. (規定等の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、カードローン規定、および振込規定により取扱います。なお、振込提携先の振込機を使用した場合には、当金庫所定の振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取扱います。

20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

〈お客さまへ〉

カード規定第12条、第13条の「重大な過失」または「過失」となりうる場合は次のとおりです。キャッシュカードや暗証番号の管理には十分ご注意くださいようお願いいたします。

〔重大な過失または過失となりうる場合〕

1. (本人の重大な過失となりうる場合)

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

- (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他本人に著しい注意義務違反があると認められる場合

2. (本人の過失となりうる場合)

本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1) 次の①または②に該当する場合

- ① 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所、番地、電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を安易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) 第1項のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

- A. 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所、番地、電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- B. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

② キャッシュカードの管理

- A. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合
- B. 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合

(3) その他第1項および第2項の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上

ICカード特約規定

令和2年3月現在
(令和2年3月1日 改定)

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する「キャッシュカード」「ローンカード」のうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約で定める事項は当金庫「カード規定」「ローンカード規定」で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫「カード規定」「ローンカード規定」により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫「カード規定」「ローンカード規定」の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機（以下「ICカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機（以下「ICカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機（以下「ICカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

3. (1日あたりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しはICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 第1項にかかわらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻回数とICチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. (振込カード機能)

- (1) 当金庫のICカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元でき

ません。また、ICカードを再発行・更新発行する場合には、新しいICカードには当該振込情報は引き継がれません。

5. (ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時の取扱い)

ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時には、ICチップ提供機能は利用できません。

6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

(1) ICチップの故障等により、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合、当金庫の所定の手続きにしたがって、すみやかに当店のICカードの再発行を申し出てください。

(2) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

7. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上